

米子市障がい者計画等策定委員会について【概要】

1 設置目的

障害者基本法第 11 条第 3 項の規定による「障害者計画」、及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）第 88 条の規定による「障害福祉計画」並びに児童福祉法第 33 条の 20 の規定による「障害児福祉計画」の策定について、体系的かつ総合的な見地から行うために設置しているものです。

今年度は、「支援プラン 2021（仮）」に向けて「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」の目標値の検証や内容の見直しを行います。

2 策定委員会の役割

次の 3 つの計画について、その計画内容等を検討していただきます。

- (1) 「米子市障がい者計画」 ※時点修正
- (2) 「米子市障がい福祉計画」 ※目標値の検証、内容見直し
- (3) 「米子市障がい児福祉計画」 ※目標値の検証、内容見直し

3 委員会の概要

- (1) 人数
12 人（資料 2「委員名簿」を参照）
- (2) 委員構成
学識経験者、関係機関、関係団体、事業所の代表、公募委員で構成
- (3) 任期
「米子市障がい福祉計画」を中心とした計画の策定が終了するまで
- (4) 会議の開催予定
資料 3「策定スケジュール（案）」を参照
会議は、原則、1 回あたり 2 時間程度を予定
ただし、新型コロナウイルス感染症の拡大状況によっては、開催方法や回数を変更する場合があります。
- (5) 報酬
出席 1 回につき 7,200 円（税込）をお支払いします。